

重度障がい者等日常生活用具の申請について

申請に必要なもの

申請書

障害者手帳

特定疾患医療受給者証など（難病を理由として申請する場合）

見積書

医師の意見書（以下の場合に要添付）

- ①たん吸引器、吸入器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ②動脈血中酸素飽和度測定器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ③難病を理由として申請する場合

個人番号に関するもの（以下の①、②のどちらか）

- ①個人番号カード
- ②「個人番号通知カード」と「写真付きの本人確認書類（身体障害者手帳でも可能）」

負担金額について

原則：基準額の1割負担

住民税課税状況により、月額負担上限額が異なります。

- ・生活保護世帯：月額負担上限額 0円（基準額内の自己負担なし）
- ・市民税非課税世帯：月額負担上限額 0円（基準額内の自己負担なし）
- ・一般（住民税課税世帯で下記以外）：月額負担上限額 37,200円

住民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、全額自己負担となります。

基準額を超えた部分については、自己負担になります。

世帯の範囲について

18歳以上の申請者の場合は、申請者（障がい者）及び配偶者が世帯の範囲となります。

18歳未満の障がい児の場合は、同一世帯の全員になります。

入院中の申請について

在宅の方が対象ですので申請できませんが、以下の種目については入院中でも給付対象になります。

点字器、人工喉頭、頭部保護帽、収尿器、ストーマ装具、T字状・棒状のつえ

現在入院中で、退院日時が確定しており、退院後の生活に必要な場合はご相談ください。

ストーマ用装具について

ストーマ用装具は、翌月分からの申請になります。

基本的には、1月、7月の年2回申請になります。

そのため、申請する月によっては、1～6か月分の申請になる場合もあります。

決定までの期間

通常1～2週間で決定の通知をいたしますが、書類の状況により変わる場合もあります。